

# 営業所間の相互監査を行っています！！

当社は、業務を遂行する上で「貨物運送事業法・液化石油ガス法・高圧ガス保安法」を遵守する必要があります。法令違反をしますと、最悪の場合「営業停止」という行政処分を受け、お客様に「ガス切れ」というご迷惑をお掛けすることになります。

法令違反



営業停止

毎月、自部署の法令違反の有無を点検していますが、どうしてもマンネリ化します。マンネリ防止のために、当社では、営業所間での相互監査を行っています。

今年度は、合計6回の相互監査を予定しています。7月には滝沢(営)の保安監督者が水沢(営)を訪問し、「バルクローリーと認定保安機関」の監査を行いました。



保安監査の様子



法令順守は、我々の使命！今後も営業所間の相互監査を継続していきます。

